

○文部科学省令第三十二号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第六条の規定に基づき、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月一日

文部科学大臣 関 芳弘

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二百五十回」を「三百五十回」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。